目

次

昭和十八年十二 月 四

千 三百 九 十

H

金

曜

H

告 示

◇鳥取縣告示第七百六十三號

貢貢

貢

貢買

食糧管理事務取扱員左ノ通異動アリタリ 昭和十七年十二月四日

鳥取縣知事 土 區 域 肥 米 之

ノ 氏 名解嘱シタル者 ノ 氏 名 職務執行ノ場所

げうせん飴販賣價格認可………

理髮料、結髮料……………

横山 幸蔵 入頭郡賀茂村 賀茂村役場

福 田 德三郎 坂本 保二 同 國英村 國英村役場

太田 遠 藤 謙之介 遠藤 保木本 賢治 要吉 **八**東村 大伊村 同 八東村役場 大伊村役場

十二月の大詔奉戴日實踐方策……………… *頁 大東亜戰爭一周年記念國民大會鳥取縣大會………… 2頁大東亜戰爭一周年を迎ふ……………… 2頁

.....10頁

姙娠五ヶ月までの姙婦は必ず屆出よ…………

幸 熊 衣笠 隆 中私都村 中私都村役場

火金 曜日發行 (休日ニ當ル) 第 千 三 百 九 十 號昭和十七年十二月四日

鳥取縣公報

(第三種郵便物認可)

本書ノ大キサハ國定規格A5判とご

(B

實施ノ日

含ミタルモノトス

四

認可ニ附シタル條件

昭和十七年十二月四日

樋

П

雄

同

八上村

八上村役場

00304 ◆鳥取縣告示第七百六十四號 國

昭和十二年一月鳥取縣告示第十五號方面ノ名稱及區域並方面委員 ノ定數中左ノ通改ム

昭和十七年十二月四日

面名稱 中

鳥 方 面

方

取

市

區 域

土 肥 米

之

◆鳥取縣告示第七百六十五號 取市一圓

方 面 委 三人員定數

セリ 昭和十七年十一月二十八日左記ノ者ニ對シ動力籾摺業免許蹬下付

昭和十七年十二月四日

免許證番號 一七

鳥取縣知事

土

肥

米

之

氏

名

八頭郡隼村大字見槻百五拾貳番地

平木金太郎

入頭郡散岐村大字佐貫千九拾參番壹地 中山 澤吉

四

條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル 者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可に格ヲ以テ指定期日ニ 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ、同 ◆鳥取縣告示第七百六十六號

於ケル額ト看做ス

八日鳥取縣告示第一五六號ハ之ヲ廢止ス 昭和十五年九月二十日鳥取縣吿示第七二二號及昭和十六年二月十

昭和十七年十二月四日

土

肥

米

Ż

組合ノ名稱及地區

名 稱 鳥取縣げらせん餄製造業組合

(₽) 匴 鳥取縣一圓

= 構成員タル資格

三 統制令第二條第三二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實 地區内ニ於テ飴ノ製造並ニ販賣ヲ業ト爲ス者

(イ) 施 領 日

밂 名

げうせん飴

價格 一貫當

價格 百匁當

卸買最高販賣價格ハ賣主店先渡價格ト

<u>_</u>

〇、三五

、 環最高販賣價格ニハ通常小賣ニ用フルり皮等ノ包裝物ヲ

若 干

幹事ノ内一名ヲ常任ト ス

所長へ知事へ 副所長ハ丙政部長常任幹事ハ兵事厚生課長

ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ廳内課長、主事及書記ハ所屬官吏其ノ他適當ナル者ノ内 ヨリ所長之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四條 所長ハ所務ヲ掌理ス

認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スペシ

價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

副所長へ所長ヲ補佐ス

常任幹事ハ所長ノ命ヲ承ケ常務ヲ掌理ス

鳥取縣軍事授護相談所規程左ノ通改ム ◆鳥取縣告示第七百六十七號

昭和十七年十二月四日

幹事へ所長ノ指揮ヲ承ヶ所務ヲ掌理ス

主事及書記へ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第五條 所長ハ所務ヲ行フ爲相談委員ヲ置クコトヲ得相談委員ハ

委囑ス 廳內各部課長其ノ他適當ト認ムル者ノ内ョリ所長之ヲ命ジ又ハ

第一條

市町村軍事援護相談所ヲ指導援助シ且統制ヲ行フ爲鳥取

鳥取縣軍事援護相談所規程

鳥取縣知事

土

肥

米

之

所ト稱ス)ヲ置ク

中央相談所ニ左ノ職員ヲ置ク

ヲ置キ各地方事務所ニ鳥取縣軍事接護中央相談所支所(以下支 縣廳内ニ鳥取縣軍事接護中央相談所(以下中央相談所ト稱ス)

第六條 中央相談所支所ニ左ノ職員ヲ置ク

書主幹支 肵

記事事長

若若 干干 名名

第七條 ヲ以テ之ニ充ツ 支所長へ地方事務所長、幹事ハ地方事務所兵事厚生課長

鳥 取 縣 公 報

事事長長

主幹副所

所

若若

干干

名名

第千三百九十號

昭和十七年十二月四日 (第三種郵便物認可)

取

縣

公

/者/内ヨ

ŋ ψ́.

第九條 主事及書記、支所長ノ指揮ヲ承ケ支所ノ所務ニ從事幹事ハ支所長ノ命ヲ承ケ支所ノ所務ヲ掌理ス 央相談所長之ヲ命ジ又ハ囑託ス 主事及書記へ地方事務所所屬官吏其ノ他適當ナル 支所長ハ支所ノ所務ヲ行フ爲相談委員若干名ヲ置ク 支所長へ支所ノ所務ヲ總理ス

第十條 得相談姿員へ地方事務所所屬ノ官吏其ノ他適當ト認ムル者ノ內 ヨリ中央相談所長ノ承認ヲ得テ支所長之ヲ命ジ又ハ委囑ス 本規程施行ニ必要ナル事項ニ關シテハ中央相談所長之ヲ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第七百六十八號

可ノ件中昭和十七年十二月二日左ノ通變更認可セリ 昭和十七年月鳥取縣告示第四百八十五號理髮料金、 結髮料金等認

昭和十七年十二月四日

理髪料、結髪料等最高料金表中

鳥取縣知事 土 肥

米

之

= 特殊技術料金ノ電髪ノ項ヲ左ノ如ク改ム内窓、外窓、鐵兜、總髪ウエーブ外窓、外窓、鐵兜、總髪ウエーブニ十錢加算シ得ル結髪料金ノ洋髪ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ ŧ ŀ

ス

一級地

0 ŏ

彙

報

大東亞戰爭 周 年 を迎ふ

事

世界新秩序の建設と大東亜戦争

々皇國榮光の發揮に献身せ

h

となりました。 來る十二月八日を以て大東亞戰爭第一周年記念日を迎へること

果に對應する脚下照顧反省自肅の期間とし、八日は嚴肅なる儀禮 なる發足の行事期間とすることとなつて居ります。 行事と多彩なる啓發行事を行ひ、後半三日は職爭第二争への强力 日から十一日までをその期間として、八日を中心に前三日間を職 戰爭生活の確立、戰力强化に關する記念行事を實施し、十二月五 國民の完勝の決意を固め、大詔渙發當初の感激を新たにするため 政府はこの世界歴史を轉回する大戰勃發の記念日にあたり、全

期の大戦であることは常々語られてゐる處でありますが、 この度の大東亞戰爭が、幾十年を要するかわ からぬ長 しかし

、果して國民全部が賃に心からさう自覺し、 東亞を建設しようとするものでありますから、東亞の天地から敵 に反抗にでゝ、東亞に於ける勢力を挽回しようとして居るのであ よつて大量に艦船兵器の製造を計畫し、二三年のうちには根本的 來ないのであります。現に米國の如きは尨大なる經濟力工業力に に東亞の天地から手をひいてさがつてしまふものと思ふことは出 何といつても米英は世界に誇つて來た富强國であつて、さ~ 簡單 米英を追放してしまへば戰の目的は達せられる譯ではありますが であつて、米英等の侵略の手から東亞を救つて幸福なる東亞人の する認識の不徹底を表白するものといはねばなりません。 さりであるとすればそれこそ誤りの甚しきもの、今次の戰爭に對 にひそんでゐる人も皆無とはいへないではありますまいか、もし に手を引くほかはあるまいといつたやうな安慰な心持ちが心の隅 今日、もうあまり大きなことはなく、米英もやがては泣き寢入り **平洋も荒かた占領し、大東亞の大陸も殆ど皇軍の手に歸してゐる** に固められてゐるでありませうか、或はさうはいふものゝ旣に太 もとより大東亜戰爭は支那事變の上に展開されるに至つたもの これは度々彼等自ら揚言してゐる處であります。 からその覺悟が充分

全に手を引かせるまで、吾々日本國民は斷じて職をやめることは 躪されてゐることの出來ない時代に推移しつくがなことを總べて 出來ないのであります。 の人が認めねばならぬのでありまして、米英を東亞の天地から完

00307

ります。 來て居りまして、今や國家聯合の爭闘時代に入つてゐるわけであ 落の爭鬪、諸侯の爭鬪、國家の爭鬪と次第にその圈域を擴入して 人類は爭鬪の連續でありました。しかしそれは個人の爭鬪から部 つらし 一世界歴史の變遷を考へて見ますと、今まで何千年の

ます。 或は他の國と手を結ぶといふやうな同盟に過ぎなかつたのであり 結んだまでゝ、必要がなくなれば何時でも止めて獨りになるか、 その時その時の世界の形勢に對して自分を守るに都合のよい國と もとより同盟といふことはありましたが、これも自分の國本位で はそれん〜自分の図だけを單位としてやつて來たわけであります 行くやらにやつて行けばよい時代であつたのでありまして、國家 卽ち今までは政治でも經濟でも、自分の國だけでうまく立つて

や經濟力にしても今までには考へられない大きなものとなり、 **ぶ範圍が非常に廣くなり、戰鬪員や科學兵器、これに要する物資** 然るに最近の世界の情勢は、科學の急速な進步の爲に武力の及 守

しかし今や世界の形勢は從來の如く米英等の舊勢力の橫暴に蹂

東亞、ソ聯といつたやうな大きな國家群に分れて、共築圈を作る 9 る より他に途がなくなつてゐるのであります。 てしまつたのであります。そして今ではヨー にも攻めるにも自分の國一 ケ國だけでは到底不可能な時代にな ロッパト 南北米州

nnano

方で、もつとひどい戰爭に向つて進むことも覺悟しなければなら ねばならぬのでありまして、まだ人へこれまでの戰爭はやさしい 更に一つとなつて結局世界が統一される時代の來ることをも考へ ならよいのでありますが、恐らくそれらが又對立する二つとなり のであります。 かしこれらの國家群が對立して世界の平和が永遠に保たれる

没落の憂き目を見ねばならぬことは明らかであります。 達成されなければ次に來るであらう世界の大決戰に、東亞全体は 確立はまことに目下の必須な最大要件なのでありもして、 うした世界の情勢を考へると、東亞聯盟即ち大東亜共榮**趨の** これが

萬民ひとしく心を一にして完璧なる君民一体觀に立ち、世界に比 この時代、この世果の爲に萬邦無比 類なき神聖なる図体を護持し來つたのでありますが、これは實に 飜つて思ふに我が大日本帝國は神代以來一系の てゐることを考へ ね ばなりません。 の國体、皇統連綿の存立が待 天皇を戴き、

> 亭け、この大使命の遂行に當ることは吾々國民の尊くも有難き任 物資主義に迷つて鬪爭絶ゆる間のたい世界の人達を救ひ、皇道に 務なのであります。 れてゐる我が建國の大精神、天の御中主の思想、八紘爲字の顯現 界人類に對する大任なのであります。洵に古事記日本書紀に現は よる理想的なる世界にまで向上せしめることが我が日本帝國の世 爲のみでなく、世界人類のための唯一絕對の中心とならせ給ふべ こそ我が皇國の大使命であつて、この稀有の時代たる現代に生を き意義を持つておいでになるのであります。 八紘爲字の理想に現はれてゐる如く、單に日本國家、日本民族の 國、特に萬邦無比の ればならぬことを痛切に感ずるものであります。元來日本といふ る徹底せる自覺と、 かく考へて來ますと、 **眞に「御民われ」の感激を禁じ得ぬ次第であ** その今日の時代どの關係を確實に把握しなけ 天皇の御存在といふことは、建國の原理、 われ **\は何よりもこの尊き國体に對す** 自由主義、個人主義

現れでありまして、人類生命の本來の要請たる正義による永遠の 來ました。 平和への翼求は人類の結合体、國家社會の實在の中に眞理の發動 として、内在してゐる しかしこれは人類の物質的、權力的、覇道的な一面の 人類は前にもいふやうにこれまで闘争の歴史を續けて のであります。 そして日本の道義による世界

ることを感ぜられます 八紘一宇の理想-は 今日 の世界の動 る中に脈動しつゝあ

00309

從つて上述の如く物質萬能の從來よりの夢のまゞにその尨大なる 經濟力を利用する抵抗は止めないのであります。 道を以て國の歷史とする米英等の敵國はにの緒戰期の大敗によつ てもまだ! 大東亚戰爭は開戰漸く一ケ年であります。物質主義に立ち、 〜我が公正なる大義の大理想に目醒めることが出來ず 翻

想の下に世界を導きつゝ、從はざるものはことむけやわし、 まねばなりません。 ものに對しては、何處までもこれを膚懲して理想世界の建設に進 が、どりしてもこの大理想を解せずして徒らに抗爭これ事とする 恢弘に邁進して世界の平和を馴致しなければならぬのであります 吾々日本國民はいより **、益々國体の精華を發揮し、皇道の大理** 天業

國民の總力によつて決するものであり を安んじて最後の勝を期待することが出來ます。 でありまして、 しかし何といつても米英は世界の舊勢力を代表する二大强國で 過去一ケ年の我が皇軍の戰果は世界を驚倒せしめるも その物質の力を集積した兩大國の力は決して油斷はな 今後ともわが果敢なる將士の武力には吾々は心 國家總動員による戰力 さりながら戦は

强化は、 酸揮し、 民の協力は充分これを克服していより に精進しなければならぬのであります。 め必勝態勢を整備し、戰力を强化すると共に進んで國体の精華を つゝあります。 力消費も相當大なるものではありました。 ることに國民全力を傾けて奮進しなければならぬのでありまず。 感激を新にすると共に今後益々戰爭生活を確立し、戰力を强化す であつてはなりません。 つて展開される運動は決して一周年記念行事としての一時的行事 勢化はいより 生活あらゆる生活を擧げて戰に勝つ爲に捧げる國民生活の戰時態 支那事變開始以來こゝに六年、 もとよりこの間にほ我が國の國 より 世界を指導して永遠の平和を建設する大和民族本然の \緊切であります。 ^必要となつて來ます。 吾々はこゝに開戦一周年を迎へ、益々生活を引締 この一周年を迎へて宣戰大詔渙發當初の そしてこれがや には國民の戰爭 大東亞戰爭開戰一周年に當 長期戦態勢は完璧に達し しかも政府の施策と國

第一日でありました。そして吾々は吾々の一生を、皇國日本永遠 責にあります。 先によつて護られて來た二千六百余年の皇國日本の光榮を、 の隆昌の爲に捧げる千戴一遇の時機にあります。 の献身によつて益々光榮ある日本として吾々の子孫に傳ふべき重 紀元二千六百一年の十二月八日は世界の歴史に大轉換を與へる 一吾々がこの重責を果すに不充分なものがあ 吾々は吾々の祖 吾々

(第三種郵便物認可

生活に徹し、最後まで戰ひ拔くべき力を强化して、鏖忠至誠、以 て皇國日本の光榮を護持し顯揚するの大道に邁進致さなければな 戰爭開始一周年を迎ふるに當り吾々はいよ/ 生くべき道を閉塞し去ることとなるのであります。こゝに大東亞 つたならばいふまでもなく、この祖先の榮光を潰滅し去り子孫の 一心を引締めて戰時

大東亞戰爭一周年

記念國民大會鳥取縣大會

戰を戰ひ拔くべき國民の決意を新たにする爲、十二月八日を期し その開催要項を次に記すことゝする。 では鳥取市公設運動場に於て當日午後正二時より實施されるから 國民大會を中央大會とし各地一齊に催すことゝなつたので、本縣 國民大會」を嚴肅盛大に開催し、靖國神社の社頭に於ける東京の て全國各道府縣廳所在地に於て「大東亞戰爭一周年記念全國一齊 精神を昻揚し、生産の增强・戰爭生活の確保を實踐決行して長期 大東正戰爭一周年を迎へ、米英徹底擊滅に向つて全國民の戰場 尚各町村に於ては夫々一齊隣保常會へ 社に臨時常會等を之に代

> $\overline{\ }$ へて實施されてよいことになつてゐる。 主

催 大政翼贊會 鳥取縣支部 鳥取縣

鳥取市支部 鳥取市

時 帝國在鄉軍人會 十二月八日午後二時 鳥取支部

二日

一く會

一、動員範圍 場 鳥取市公設運動場 鳥取市翼贊壯年團 中等學校 青年學校 官公衙 大日本婦人

會鳥取市支部 町內會長隣組長

 $\overline{\ }$ 次 第

開

2、宮城遙拜 國歌齊唱

、韶書奉讀

祈 念

6、大政翼贊會鳥取縣支部長挨拶

座長推薦

皇軍感謝決議

總理大臣告辭

大東正戰爭完遂の誓(縣會等

13、閉會 13、閉會 13、閉會 لم الم

00311

十二月の 大詔奉戴日實踐方策

般行事嚴肅 勵 行

0 戰 費 の 達

勝の戰費の調達」の二項目を實踐事項とする左の實踐方策を決定 産の增强と戰爭生活の實踐に邁進する爲、大東亞戰爭一周年記念 とゝなつたのでありますが、一年前のこの日、全國民が一齊に振 行事の運動に關聯して特に當日は「一般行事の嚴肅勵行」と「必 面して一億一心益々「承韶必謹」「國內是戰場」の精神に徹し、生 ひ立つたあの感激を新にし、愈々熾烈になつた敵の反抗態勢に當 底」の三大項目を重點として强力活潑なる翼饗運動を展開するこ では「戰場精神の昻揚」「生産增强の決行」「戰爭生活實踐の徹 十二月の大詔奉戴日は大詔奉戴一周年に當るので、大政霆贊會 各市町村内部落會・町内會並に隣保班、官公衙・縣各廨・學校・

銀行・一社・工場等に徹底せしめて實施することいなりました。

一、大詔奉戴一周年記念講話の放送

當日午前七時より十分間「大詔奉戴一周年記念講話」を行ふ。

一般行事は嚴肅に行ひませう。

ひませら。 の前夜であり當夜であります。この日の行事はあくまで嚴肅に行 か判らぬ狀態にあるのです。每日每日が引續き起るべき大小決戦 の態勢の一大反攻を企てゝゐます。何時、如何なる大決戦が起る 大東亞戰爭緒戰以來打續いた打擊を受けてゐる敵は、今や必死

(1) 當日は一齊に國旗を掲げませう。

(2)午前十一時五十九分から一分間必勝の耐念を捧げませり。

(3)正午からラヂオで大詔が奉讀されますから謹んで聴きませ

(4)尚寺院、教會等でも祈願祭、慰靈祭が行はれます。 當日各神社で行はれる祈願祭にはなるべく參列しませう。

 $\frac{2}{3}$ 前線の戰費をみんなで調達しせまう。

(1 「大韶渙競記念貯蓄」を必行しませう。お互に前線の勇士に恥かしくないやう次の事を實行しませう。 前線の勇士でさへ戰ひながら既に多額の貯蓄を實行してゐます

致しませら。 十二月八日を期し全國民は擧つて「大韶渙發記念貯蓄」を

俸給や給與を受ける者は其の一日分を職域組合に於て貯蓄 蓄致しませう。 し、其の他の者は槪ね年收の一日分に相當する額を必ず貯

00312

(P) そろつて「記念公債」を買ひませら

ク入國債及戦時債券を買ひませう。 十二月七日より竇出される「大東亞戰爭一周年記念」マ

(ハ) 國民貯蓄組合には漏れなく加入しませう。

加入し地域、職域で未だ組合が結成されてゐないところで は當日を記念する貯蓄組合を結成しませう。 未だ國民貯蓄組合に加入してゐない人は當日を記念し必ず

(=)十二月の「五十億貯蓄」を達成しませう。

三十億を貯蓄しました。此の割でゆけば本年目標額二百三 十億ですから、十二月中に必ず五十億を達成致しませう。 昨年は貯蓄目標額百七十億で十二月八日から二十四日間に

感冒 か は 其の豫防法ご手當法 B ります

拂はれたい。 る。戰時下最も大切な乳幼兒を持つ家庭に置いては一層の注意を 縣下各地に一歳より四、五歳までの乳幼兒に感冒が流行しつゝあ 俄かに塞氣が加はり、感冒に注意を要する時期となつた。最近

髙熱(微熱のこともある)と共に嘔氣、嘔吐、下痢等の症狀がは 張等は輕微である。 れ、上氣道の炎症々狀、即ち咳嗽、くさめ、鼻汁、 が主として現はれるのであつて、一日乃至四日の潜伏期の後突然 現今流行の感冒は胃腸型と云つて呼吸器障害よりも消化器障害 咽喉頭發赤腫

があるが、多くは十月間位で良くなるものである。 居り嘔吐や熱の高度な場合には一見非常に重篤な感を與へること 嘔吐や下痢が甚しい場合にはぐつたりとして來て眠つてばかり

時の手當ほ次の如くすればよい 多くは下熱と共に消散するのが普通である。之が豫防及び罹つた 嘔吐、不安不眠、意識障害痙攣等の强く現はれる場合もあるが

工、

虚弱な

省は

出來る

だけ

病人に

近寄ら

ぬこと 日常抵抗力を增强して置くこと

三、活動寫眞館等澤山人の集つて居るところには出入せぬこと 含嗽の出來る子供には硼酸水(微温湯一合に硼酸一匁を溶

カ

のであることは云ふまでもないところであつて、之が徹底を期す 及び新産兒の保護並に保健指導を行ひ、人口增强の目的に出たも 婦手帳規程細則及び同取扱手續等を制定せられた。本規程は妊婦 布せら、本縣に於ても八月二十五日付縣令に

一十四號を以て好

()

る上に付ては旣に各市町村衞生主任の會合を求め、縣係官より詳

細説明して一般民衆への趣旨徹底方を依頼したのであるが、未だ

00313

したもの)又は微温湯、番茶等で時々含嗽させること

五、手や指は食事前には必ず洗ふこと

罹つた時の手當法

罹つたと思はれる時には粗略にせず暖かくして靜かに床に就 かせること

ある。

くては折角の政府の意圖も水泡に歸し洵に遺憾に堪えない次第で 妊婦中には之が国出を要することを知らない者が多数にあり、斯

三、腹部に適温のカイロを當てること

嘔吐や高熱のある時は早く醫療を受けること

떽 食事は食慾のない間は一晝夜位は番茶位にして經過を見、流

動食より粥食に移行すること

乓 ビタミンの補給を忘れぬやうにして林檎、密柑汁等を與へる

於ても右の趣旨を体して積極的に屈出られるやう切望する次第で

産婆、巡回指導婦、保健婦等と充分連絡を保ち、 妊婦は妊娠五ケ月

處女會等の會合を利用して此の趣旨の徹底を期すると共に醫師、

依つて各市町村に於ては町内會・部落會・隣保班其の他婦人會へ

までに必ず屆出しめるやう格段の配意をせられるやう、又妊婦に

やらにすること

妊娠 九 ケ月までの 妊婦は必ず届出

してあるから参照せられたい。

尙ほ詳しくは入月二十八日付の本公報第千三百六十三號に記載

本年七月十三日付厚生省令第三十五號を以て妊婦手帳規程が公

(第三種郵便物認可)

取 縣 公 報

第千三百九十號

昭和十七年十二月四日

 \bigcirc

週報・寫眞週報揭載內容

◎傳染病患死者旬報 (土)月中旬)〇印ハ疫痢

〇詔書

報

(十二月二日發行)

00314

東 氣 ٨ 岩 米 市郡別 年 月 H 西 鳥 頭 取 美 子 計 野 伯 伯 髙 市 郡 郡 郡 郡 郡 郡 市 計 計 者患 者死 元0三0 七三 者患 ス 者死 坦 チフ 一
夫
三
五 = 五.

〇大東亞建設の現況

 \equiv

香港 支 那 滿洲國 〇大東亞戰爭の前途と我等の覺悟

〇大東亞戰爭日誌抄

五 四

ピルマ

フイリビン

九八

セレペスその他

七 六

ジヤワ 北ポルネオ

マレーハ スマトラ

▲寫眞 週 報

部

〇昨年十二月八日の宮城二重橋前廣場

〇帝國陸海軍部隊は儼乎として敵を眸睨す

△待機するわが陸軍大部隊

〇生童時 **△出動するわが航空母艦** は全能力を發揮してゐる

△製鐵所は日々夜々燃えつゞけてゐる

(}

△戰車は無敵に組立てられてゐる

△軍艦は次ぎ次ぎと建造されてゐる

候條心當リノ向ハ直接同町長宛照會相成度

一、本籍、住所、

氏名、年齡不明

長崎縣南松浦郡有川町長ヨリ左記行旅死亡人取扱タル旨報告有之

0

行

旅

死

亡

人

△軍用自動車は廣場々々を埋め盡してゐる

△超强力機關車は續々生れ出る

〇地

△世界樞軸、反樞軸、中立國判圖

一、所持品

一、相貌特徴

男子ト認ムルモソノ他不明

△南方占領地域の資源圖

△敵アメリカの軍用資源、軍需工場、軍事施設分布圖

〇南方占領地の現況は

△ 一年にして姿を一變したマニラの街と人

一、死体發見場所

一、死体發見月日

ベン字ニテ種々記載アリ

着、ソノポケツトニ使ヒ碊シノ便箋四枚アリテ 包物一箇中ニ浮袋様ノモノアリ外ニナツパ服一

昭和十七年五月二十五日

△皇軍に協力する現住民

△やさしく手を執つて現住民を数へる兵隊さん

(畵と文)

〇このやうにして第一線の將兵は大東亞戰爭第二年を迎へた

△韓軍部級

○戰ふ日本の戰ふ生活はこのやうでありたい△都會篇

取

縣

公

報

第千三百九十號

昭和十七年十二月四日

(第三種郵便物認可)

備

千米小鯛ノ浦海岸

南松浦郡有川町鯛ノ浦鄕鯛ノ浦ヲ離ル、南方三

兩手兩足ナク脊部ニハ肉アリ頭部ニハ毛髪ナシ胸部ハ肋 骨折レ内臓腐敗ス 屍ハ岩石ニ挾マレシマ、數日ヲ經過シタルモノ、如シ

所持品ノ狀況ヨリ判斷スルニ遭難ト同時ニ前記浮袋様ノ モノヲ賴ミニ漂流中死亡シタルモノト認ム

屍ハ五月二十六日火葬ス

Ξ

取

公

行

旅

死 亡

有之候條心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度 埼玉縣入間郡山口村長ヨリ左記ノ通リ行旅死亡人取扱タル旨報告

一、本籍、住所、 氏名、職業不詳

一、性別年齡 推定年齡二十一歳位ノ女

て人 相 身長四尺九寸位丸顔ニシテ眉毛濃ク頭髪斷髪其

ノ他目口耳鼻等普通

一、死体發見ノ場所

山口村大字山口字美園上一三一七番地畑中

一へ警察署ヨリ死体ノ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年十月十五日午後一時所澤警察署ヨリ

引渡ヲ受ク

ー、醫師檢案ノ死因

縊死、死後五時間位ヲ經過シ居レリ

一、死体埋葬ノ日時及場所 一、所持金品ナ

昭和十七年十月十五日山口村大字山口字美國上

共同墓地ニ假埋葬ス

取 扱 者 山口村長

昭和十七年十二月四日發行昭和十七年十二月四日印刷

\bigcirc 行 旅 死 亡 人

北海道河西郡芽室町長ョリ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條

心當ノ向ハ直接同町長宛照會相成度

一、本籍、住所、身分、職業不詳

一、性別、氏名、年齡

二十八歲 (自稱)

一、相貌特徵 身長四尺九寸位、面長青白、目、鼻、口、耳竝

= 齒上下共不揃、體格弱、頭髮濃密長

一、著衣及所持金品

白木綿肌繻袢、毛糸赤色シャツ、ネル腰卷、銘

仙薄靑角形模様ノ一重、夏帶、白足袋

一、埋葬年月日 一、死亡年月日 昭和十七年八月二十二日

一、假埋葬場所 昭和十七年八月二十二日 河西郡芽室町字芽室舊共同墓地

一、取扱者 河西郡芽室町長

考

病中ノ肺浸潤ヲ不治ト悲觀ノ餘゠縊死セルモノ、如シ昭和十七年八月十二日行旅病人トシテ收容加療中現在罹

刷 所 鳥 取 刑 !!

務 支 所

EPI

發

行

取

縣

取